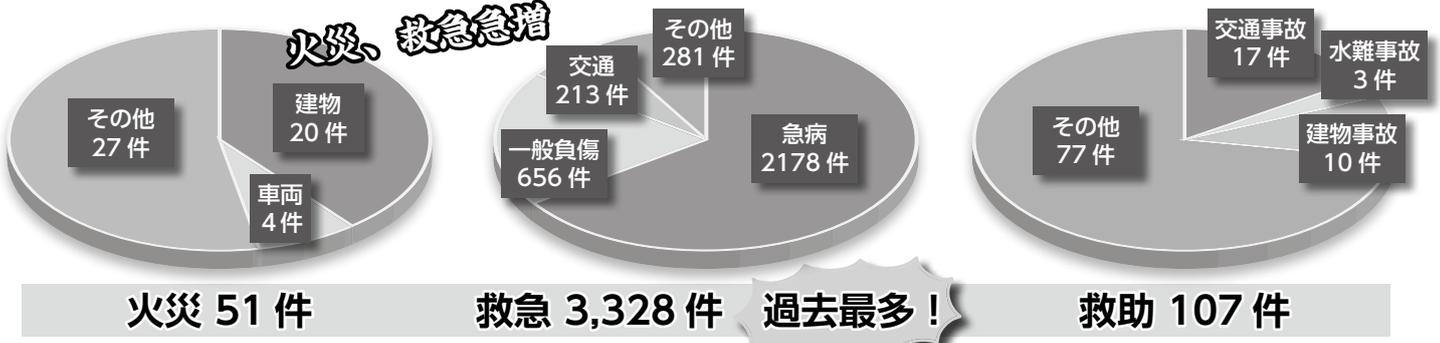


2024年中の災害発生状況



「野焼き」は法律で禁止されています!



廃棄物（ごみ）を屋外で燃やす行為（野焼き）は、平成13年4月から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されています。

野焼きは苦情の原因になるだけでなく、表紙のような林野火災につながる恐れがあります。

※例外事項として農業者が行う剪定枝等の焼却などがあります。

※剪定枝等を焼却する際は、火災と間違えられないよう管轄する消防署へ届出してください。電話での届出も可能です。

山梨市内は 山梨消防署 0553-22-0119

甲州市内は 塩山消防署 0553-32-5024



※消防署が野焼きを許可するものではありません!!

令和7年度マイナ救急実証事業を実施します

東山梨消防本部では、救急車を必要とする傷病者本人の同意を基本として、マイナ保険証を活用して通院履歴や服薬情報等を把握し、救急業務を円滑化、迅速化します。

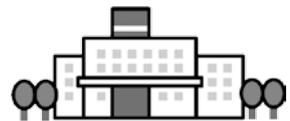
マイナ保険証を活用するメリット



傷病者本人の情報を正確に伝えられる



病院の選定や搬送中の応急処置を適切に行える



搬送先病院で治療の事前準備ができる

必要な準備

マイナ保険証の利用登録はこちら

マイナンバーカード



※マイナ保険証の利用登録が必要です

本実証事業にご協力いただくため
マイナンバーカードの携帯をお願いします



<お問い合わせ先>
東山梨消防本部 消防課
TEL 0553-32-5022

※本実証は総務省消防庁が全国の消防本部と連携して実施するものです。